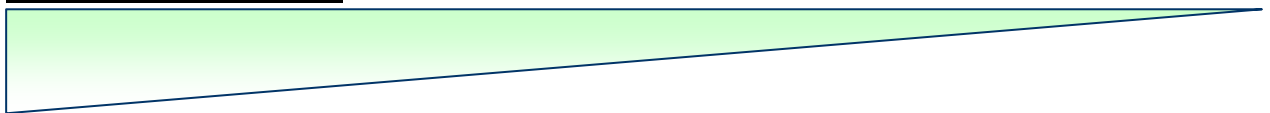


▼ まちづくりの将来ビジョン検討委員会 委員名簿

▼ 用語解説



▼ まちづくりの将来ビジョン検討委員会 委員名簿	60
▼ 用語解説	61

▼ まちづくりの将来ビジョン検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	高見沢 実	横浜国立大学大学院工学研究院助教授
	牛山久仁彦	明治大学政治経済学部助教授
公募選出委員	秋本 博寿	相模原市
	井口 学	相模原市
	大竹 功	相模原市
	大貫 弘子	相模原市
	小山 昌寿	相模原市
	佐野 誠吉	相模原市
	高橋 幸一	相模原市
	寺崎 雄介	相模原市
	棟上 真理	相模原市
	中澤 信幸	相模原市
	平林 清	相模原市
	矢越 孝裕	相模原市・委員長
	佐藤 博夫	城山町
	坪倉 貴之	城山町
	中里 州克	城山町・副委員長
	野村 靖	城山町
	星川 康弘	城山町
	山口 尚子	城山町
	朝倉綜一郎	津久井町
	梅澤 勉	津久井町
	小嶋 重春	津久井町
	小嶋 理史	津久井町
	細野 信行	津久井町
	守屋 浩之	津久井町
	井上 栄作	相模湖町
	大神田光治	相模湖町
	鈴木史比古	相模湖町
永井 充	相模湖町	
橋本まどか	相模湖町	
藤原 恵一	相模湖町	

(各市町 50 音順、敬称略)

▼ 用語解説

*1 新市建設計画 [P.1]

法定の合併協議会が、合併後のまちづくりの方針を明確にするとともに、新市や県が実施する事業などを内容として策定する計画。合併をするかどうかの判断材料となるとともに、合併後の新市総合計画の策定に活用されることとなる。

*2 新市総合計画 [P.1]

新市が総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定する計画。計画の策定あたっては、議会の議決を必要とし、これに即して行政運営を行うようにしなければならない。

*3 インフラ [P.5/13]

インフラストラクチャーの略。基礎、土台という意味であるが、一般的には社会的な生活基盤として使用されている。具体的には、道路や公園などの生活関連施設などを指している場合が多い。

*4 新交通システム／新しい交通システム [P.5/11-12]

「安全かつ快適で環境にやさしい車社会」を、実現するためのシステム。新交通システムの種類には、動く歩道などの連続輸送システムやモノレールなどの軌道システム、デュアルモードバスなどの複合輸送システムなどがある。

*5 デュアルモードバス [P.5]

新交通システムの1つで、軌道とバスの双方の機能をもったバスのこと。一般道路上を走行する場合はワンマンバスとして運行し、専用ガイドウェイでは完全自動運転を行うバス。

*6 交通マネジメントシステム [P.5]

時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などを変更することにより、道路交通混雑を緩和する手法の体系。

*7 ゼロエミッション [P.6]

生産過程や流通、消費過程などで排出される廃棄物（排水、廃熱、排気ガスなど）を再利用して、最終的な排出物（不用物）を出さないようにする仕組み。

*8 地域コミュニティ [P.6/9-10/15/19/35]

地域活動を通じて住民相互の連帯感や自治意識を高め、地域住民が主体となった地域づくりを進めていく地域社会のこと。

*9 ベンチャー企業 [P.7/15]

専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業。あるいは独自の技術や製品で急成長していく企業のこと。新規に興され、創業からあまり時間が経っていない企業に対して用いる。

*10 都市内分権 [P.8-10/37]

身近な地域ごとに一定の予算や権限を配分し、地域固有の課題への対応やまちづくりなどに市民が主体的に関わることができる仕組み。

***11 地域自治区** [P. 8-10/37]

住民自治の強化等を推進する観点から、一定の区域を単位とし設置することができる。地域住民の意見を反映するため、住民等で構成する地域協議会を設置し、その地域自治区に関わる市の事務について市長に意見を述べることなどができる。

***12 (地域) コミュニティ会議** [P. 8/10]

学校区単位などの地域において、自治会やPTAなどの市民団体が集まって、その地域のまちづくりなどについて企画・立案する組織のこと。

***13 市民評議員制度** [P. 8/10]

地域コミュニティ会議の代表者が集まって、地域コミュニティ会議設置単位よりも、もう少し広い地域での、市民主体の施策運営を検討する制度のこと。

***14 I T** [P. 8/10]

Information Technology の略。情報技術のこと。

***15 行政と市民のパートナーシップ** [P. 9-10]

市民と行政の協力関係。行政と市民が、それぞれ持つ資源（人材、資金、情報など）を出し合う、あるいは無いものを補完し合うことによって、それぞれが単独では達成できない公益的事業を、共同作業によって推進、実現していくこと。

***16 行政の説明責任** [P. 10]

行政が、政策・施策・計画などの背景・意図・意義・判断理由などについて、住民に対してわかりやすく説明すべきであること。

***17 行政評価** [P. 10]

行政の政策や事業に対し、その目標、予算の投入量、成果などについて、客観的に分析・評価を行い、その結果を改善に結びつける手法のこと。

***18 パーク アンド ライド** [P. 12]

自動車を、最寄り駅に近接した駐車場などに駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、都心部などにアクセスする方法。公共交通機関の利用を増やすことによって、交通混雑を緩和することなどを目的に行われる。

***19 街区公園、近隣公園** [P. 13]

公園には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園などがあり、それぞれ設置条件や面積などの基準が設けられている。

…街区公園とは、街区（概ね 250m のエリア）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。以前は、児童公園と呼ばれていた。

…近隣公園とは、近隣（概ね 500m のエリア）に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

***20 里山** [P. 13-14]

もともとは、薪や肥料などの採取地となってきた平地や低山の林など、人里に接した小山を指しているが、近年は、「農山村の原風景」の代名詞として使われることが多い。

***21 曝気** [P.14]

水中に空気（酸素）を吹き込むこと。湖などにおいて、水質保全・向上に用いられる。

***22 コミュニティビジネス** [P.15]

市民が主体となり、地域が抱える課題・ニーズに対して、地域資源（人材、知識、施設、資金など）を活かして、地域社会の再生や、活動の利益を地域に還元を目指すこと。

***23 フリースクール** [P.16]

不登校や中退の子供を受け入れる公的施設以外の民間機関。それぞれの子供の状態に合った自立、学びの機会を提供する。

***24 エコミュージアム** [P.16/18]

モノを収集し、保管、展示する従来の博物館と異なり、もともと現地にあった自然・歴史・文化など有形・無形の資源をそのまま、あるいはより良い状態にして、地域で守り伝えるとともに、それらを活かして地域の発展を目指そうという考え方。

***25 ユニバーサルなまちづくり** [P.17]

全ての人にとって、一子供でも、高齢者でも、障害を持っていても、病気やケガで身体機能が低下していても、妊娠していても、小さなお子さんが一緒でも — できる限り利用可能、活動可能であるようなまちをつくること。

***26 ノーマライゼーション** [P.18]

社会的に弱者であるとみなされている人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することができるようにすべきであるという考え方。

